

問1

個人の税務に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円(上限)

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

## (問題1)

(設問A) 唐沢さんの2023年中の給与収入は以下のとおりである。唐沢さんの2023年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、唐沢さんと同居している母は唐沢さんの老人扶養親族であり、身体障害者手帳に身体障害者等級2級と記載されている。

- ・ 基本給 650万円
- ・ 住宅手当 20万円
- ・ 出張手当 10万円
- ・ 賞与 250万円

※住宅手当は、給与規程に基づき支給された金額で、持ち家のない従業員に支給されるものである。

※出張手当は、出張旅費規程に基づき支給された金額で、通常必要であると認められるものである。

1. 718万円
2. 725万円
3. 727万円
4. 735万円

## (問題2)

(設問B) 山岸さんは、2023年中に以下のとおり退職一時金の支給を受けた。山岸さんの2023年分の所得税の計算上、退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

○株式会社P Xから支給を受けた退職金 1,500万円

- ・ 山岸さんは2002年4月1日から2023年3月31日までP X社に勤務していた。
- ・ 山岸さんはP X社の役員になったことはない。

○株式会社P Yから支給を受けた退職金 300万円

- ・ 山岸さんは2020年6月1日から2023年8月31日までP Y社に勤務していた。
- ・ 山岸さんはP X社の勤務を継続しながら、P Y社の非常勤役員として勤務していた。

1. 455万円
2. 465万円
3. 535万円
4. 565万円

(問題3)

(設問C) 小原さんの妻(35歳)は現在専業主婦であるが、近所の雑貨店でパートとして働くことを考えている。仮に2023年における小原さんの給与収入が以下のとおりであり、小原さんの妻に170万円のパート収入が生じた場合、小原夫妻の2023年分の手取り金額(給与から徴収された社会保険料、2023年分の所得に対して課税される所得税および住民税を控除した後の金額)の増加額として、正しいものはどれか。なお、妻にはパートに係る給与所得以外の所得はない。また、妻の所得控除は基礎控除のみとし、妻の社会保険料、住民税の調整控除その他記載のない事項については考慮しないものとする。

- 給与収入の金額：650万円(給与所得は年末調整により所得税が精算されている)
- 社会保険料の額：89万円(給与から徴収された社会保険料)
- 所得税に係る所得控除額：265万円(上記の社会保険料控除および配偶者控除を含む)
- 住民税に係る所得控除額：235万円(上記の社会保険料控除および配偶者控除を含む)

<合計所得金額900万円以下の納税者の配偶者に関する所得税の人的控除>

配偶者控除	38万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額
	48万円超 95万円以下	38万円
	95万円超 100万円以下	36万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	26万円
	110万円超 115万円以下	21万円
	115万円超 120万円以下	16万円
	120万円超 125万円以下	11万円
	125万円超 130万円以下	6万円
130万円超 133万円以下	3万円	

<合計所得金額900万円以下の納税者の配偶者に関する住民税の人的控除>

配偶者控除	33万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額
	48万円超 100万円以下	33万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	26万円
	110万円超 115万円以下	21万円
	115万円超 120万円以下	16万円
	120万円超 125万円以下	11万円
	125万円超 130万円以下	6万円
	130万円超 133万円以下	3万円

1. 1,524,000円
2. 1,556,000円
3. 1,566,000円
4. 1,595,000円

**(問題4)**

(設問D) 横川さんは、2019年2月に保険期間10年の養老保険に加入し、一時払保険料290万円を支払った。その後、子どもが海外に留学することになり、この養老保険を2023年11月に解約して解約返戻金310万円を受け取った場合、税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

1. 305万円
2. 306万円
3. 307万円
4. 310万円

**(問題5)**

(設問E) 個人事業主として小規模企業共済に加入していた中井さん（69歳）は、2023年6月30日をもって廃業し、同年8月に小規模企業共済の共済金を一括で受け取った。中井さんの受け取った共済金の内容等が以下のとおりであった場合、この共済金に係る税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

- ・ 共済金の支給額 18,000,000円
- ・ 掛金の納付月数 330ヵ月
- ・ 掛金の合計金額 12,400,000円

※「個人事業の開業・廃業等届出書」に記載した開業から廃業までの期間は360ヵ月である。

※「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

※障害者となったことに直接基因する退職ではない。

※過去に退職金の支給を受けたことはない。

1. 17,107,500円
2. 17,537,500円
3. 17,657,500円
4. 17,775,000円

## 問2

個人事業の税務に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題6)

(設問A) 露木さんはこれまで勤めていた会社を2023年1月に退職し、同年3月から個人で輸入雑貨店を開始した。露木さんの2023年分の所得等が以下のとおりとなった場合、露木さんの2023年分の所得税の計算上、純損失の繰越額として、正しいものはどれか。

- ・ 給与所得 150万円
- ・ 退職所得 200万円
- ・ 事業所得 ▲600万円
- ・ 所得控除額 120万円

※露木さんは開業時から青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に提出する予定であり、純損失の繰越控除の適用があるものとする。

※前年からの純損失の繰越額はなく、純損失の繰戻還付の適用は受けないものとする。

※過去に退職金の支給を受けたことはなく、役員として勤務した期間はない。

※障害者となったことに直接基因する退職ではない。

※「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

1. 250万円
2. 370万円
3. 450万円
4. 600万円

## (問題7)

(設問B) 所得税の青色申告制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 青色申告の承認を受けた者は、青色申告の承認を受けている年に生じた純損失の金額を、その年の翌年以後3年以内の各年に繰り越して控除することができる。
2. 青色申告の承認を受けた者は、不動産所得、事業所得または山林所得の金額の計算上、青色申告特別控除の適用を受けることができるが、山林所得については最高10万円までの青色申告特別控除しか適用を受けることができない。
3. 青色申告の承認を受けようとする場合は、「所得税の青色申告承認申請書」を原則としてその年の3月15日までに提出しなければならないが、その年の1月16日以後に新たに業務を開始した場合には、業務を開始した日から2ヵ月以内に提出しなければならない。
4. 青色申告の承認を受けた者のうち一定の中小事業者に該当するものが適用を受けられる少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例は、その年に適用を受ける少額減価償却資産の取得価額の合計額が年400万円以下でなければならない。

## (問題8)

(設問C) 露木さんは、店舗用に金属製の中古家具の購入を検討しており、その購入価額等は以下のとおりである。仮に、2023年7月にこの中古家具を購入して直ちに事業の用に供した場合、露木さんの2023年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、当該中古家具の取得後の使用可能年数の見積もりは困難であり、省令において定められた簡便な計算方法によるものとする。また、露木さんは税務署に償却方法を届け出たことはない。

- ・ 中古家具の購入価額 100万円
- ・ 経過年数 7年
- ・ 金属製家具の法定耐用年数 15年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
8年	0.125	0.250
9年	0.112	0.222
10年	0.100	0.200

1. 50,000円
2. 56,000円
3. 112,000円
4. 125,000円

## (問題9)

(設問D) 露木さんは、運転資金を捻出するために、以下の資産を2023年中に譲渡した。露木さんの2023年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	取得年月	譲渡価額	取得費	譲渡費用
骨董品	1998年9月	180万円	250万円	10万円
絵画	2019年2月	120万円	166万円	12万円
ゴルフ会員権	(※)	300万円	(※)	30万円

(※) ゴルフ会員権は、2020年11月に父の相続(単純承認)により取得したものであり、相続時の相続税評価額は80万円であった。なお、父は1989年12月に200万円で購入している。

1. ▲68万円
2. 0円
3. 1万円
4. 2万円

## (問題10)

(設問E) 露木さんは、2023年3月から輸入雑貨店を開始した後、これまで専業主婦であった妻に仕事を手伝ってもらい給与を支払っている。露木さんが2023年中に妻に支払った給与に係る所得税法上の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 露木さんが青色事業専従者給与の適用を受ける場合、年の途中において入院等のやむを得ない事情があっても、露木さんの妻が露木さんの事業にもっぱら従事する期間は6ヵ月を超えていなければならない。
2. 露木さんが青色申告の承認を受けて「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出し、一定の条件を満たしていれば、給料のほかに賞与を支給して、その支給した賞与を露木さんの事業所得に係る必要経費に算入することができる。
3. 露木さんが白色申告を行う場合、事業専従者の給与として妻に実際に支給した金額ではなく、一定の方法で計算した金額を事業に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入することができる。
4. 露木さんの妻が青色事業専従者給与の支払いを受けた場合、または事業専従者控除の対象となった場合には、その給与収入の金額にかかわらず、露木さんは配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることができない。





## 問3

明石さんは、父が2023年1月に亡くなったので、父の所有するアパート等を相続（単純承認）し、不動産賃貸業務を承継しました。明石さんは、父が亡くなるまで給与所得者でしたが、これを機に、新たにアパートおよびテナント用の施設を建築し賃貸を開始しました。また、明石さんの父は生前、青色申告で不動産所得に係る所得税の申告を行っており、消費税は免税事業者でした。明石さんの所得税の不動産所得に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては2023年の不動産所得の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

## （問題11）

（設問A）父から相続により不動産賃貸業を承継した明石さんが、その不動産所得について所得税の確定申告を青色申告によって行うための手続きに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 父は1月に亡くなったため、父の所得税の準確定申告書の提出期限までに、明石さんが「所得税の青色申告承認申請書」を提出すれば、明石さんの確定申告は2023年分より青色申告による申告をすることができる。
2. 亡くなった父がすでに青色申告の承認を受けており、明石さんは相続によりその不動産賃貸業務を承継したため、明石さんが改めて「所得税の青色申告承認申請書」を提出しなくても、2023年分より青色申告による申告をすることができる。
3. 2023年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、明石さんが「所得税の青色申告承認申請書」を提出すれば、2023年分より青色申告による申告をすることができる。
4. 年の途中で業務を引き継いだので、2023年分は明石さんが「所得税の青色申告承認申請書」を提出しなくても、青色申告による申告はできるが、2024年分はその年の3月15日までに明石さんが「所得税の青色申告承認申請書」を提出すれば、その年分以後は青色申告による申告をすることができる。

## (問題 1 2)

(設問B) 明石さんが建築する新しいアパートに係る費用等は以下のとおりである。この建物の取得価額として、正しいものはどれか。なお、不動産所得の計算上、必要経費に算入することができるものは、必要経費として計算するものとする。

・ 建物の設計費用	130万円
・ 建物の建築費用	2,000万円
・ 建物の保存登記に係る登録免許税	5万円
・ 建物の工事請負書に添付の印紙代	1万円
・ 建築工事を始める前に安全を祈願する地鎮祭の費用	10万円

1. 2,145万円
2. 2,140万円
3. 2,131万円
4. 2,130万円

## (問題 1 3)

(設問C) 明石さんは2023年10月から新しく建築したテナント用の施設で賃貸を開始した。テナント用の施設の内容等が以下のとおりである場合、明石さんの2023年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費が最大になる方法を選択するものとし、定率法が選択できる減価償却資産については、減価償却の方法は定率法の届出をしている。

<テナント用の施設の内容等>

種類	取得および賃貸を開始した年月	取得価額	耐用年数
建物	2023年10月	60,000,000円	20年
建物附属設備	2023年10月	10,000,000円	15年
構築物(駐輪場のアスファルト敷)	2023年10月	1,200,000円	10年

<償却率>

耐用年数	定額法	定率法
20年	0.050	0.100
15年	0.067	0.133
10年	0.100	0.200

1. 3,790,000円
2. 1,142,500円
3. 947,500円
4. 825,750円

## (問題 14)

(設問D) 明石さんの2024年における不動産賃貸業の状況等は以下のとおりと予想される。明石さんの2024年分の所得税の計算上、総所得金額に算入される不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

項目	金額	備考
賃貸料	12,480,000円	・ 2024年中に賃貸借契約に定められている日に受け取る賃貸料である。
敷金	420,000円	・ 賃貸借契約に基づき借主より受け取る金額である。 ・ 2024年の翌年以後の契約終了時に全額、借主へ返還をするものである。
	60,000円	・ 賃貸借契約に基づき借主へ返還する金額である。 ・ 前年以前に借主から受け取ったが、契約終了に伴い借主へ返還するものである。
礼金	260,000円	・ 賃貸借契約に基づき借主より受け取る金額である。 ・ 借主へ返還をしないものである。
更新手数料	50,000円	・ 賃貸借契約に基づき借主より受け取る金額である。 ・ 契約更新に係る手数料である。
租税公課	1,100,000円	・ 必要経費として支払う金額である。
支払利息	800,000円	・ 不動産賃貸業に係る借入金の利息としての金額である。 ・ 左記の金額のうち、300,000円は土地の取得に係る部分の金額である。
減価償却費	5,460,000円	—
借入金元本の返済額	3,400,000円	—
その他の必要経費	1,650,000円	・ 上記以外に必要経費として支払う金額である。
青色申告特別控除額	100,000円	・ 適用要件をすべて満たしている。

- ・ 収入に該当する項目および支出に該当する項目は、すべて不動産賃貸業により生ずるもので、家事費は含まれていない。
- ・ 収入に該当する項目および支出に該当する項目には、未収、未払、前受、前払等の経過勘定項目は生じていないものとする。

1. 4,040,000円
2. 3,980,000円
3. 3,680,000円
4. 3,370,000円

## 問4

個人の株式等の譲渡等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題15)

(設問A) 増田さんの2023年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。増田さんの2023年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、増田さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算することとする。

銘柄	取引日	区分	数量	単価	取得費	譲渡価額	譲渡費用
Y E 株式	2023年10月6日	譲渡	1,000株	1,800円	<資料>	1,800,000円	10,000円

<資料> Y E 株式の取引の状況

取引日	区分	数量	単価	収入金額	支払金額
2018年 9月21日	取得	1,500株	1,000円	—	1,500,000円
2019年 9月13日	取得	1,000株	1,200円	—	1,200,000円
2020年10月20日	譲渡	500株	1,400円	700,000円	—
2022年 9月20日	取得	1,000株	1,500円	—	1,500,000円
2022年11月18日	譲渡	500株	1,800円	900,000円	—
2023年 2月14日	取得	500株	1,700円	—	850,000円

- ・ 単価および支払金額は手数料を含んだ金額である。
- ・ 増田さんは、証券会社の一般口座で取引を行っており、上記以外の株式の取引は行っていないものとする。

1. 223,000円
2. 490,000円
3. 527,000円
4. 570,000円

## (問題 16)

(設問B) 福岡さんの2023年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、福岡さんの2023年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社RA	110,000円	12ヵ月	・ 上場株式
株式会社RB	48,000円	6ヵ月	・ 上場株式
	52,000円	6ヵ月	
株式会社RC	97,000円	12ヵ月	・ 非上場株式
株式会社RD	65,000円	6ヵ月	・ 非上場株式
	25,000円	6ヵ月	
国内公募株式 投資信託	120,000円	12ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の上場株式を投資対象とする投資信託である。</li> <li>・ 2022年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。</li> <li>・ 収益分配金の計算期間は1年であり、すべて普通分配金である。</li> </ul>

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、福岡さんはいずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 福岡さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2023年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2023年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 0円
2. 65,000円
3. 185,000円
4. 227,000円

## (問題17)

(設問C) 若杉さんの2019年から2023年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。各年分において上場株式の配当所得について申告分離課税により確定申告をした場合、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、若杉さんの2023年分の所得税の計算上、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。

年分	譲渡所得の金額		配当所得の金額
	銘柄	譲渡所得の内訳	
2019年分	株式会社RO	収入金額 330万円 取得費 357万円 譲渡費用 3万円	10万円
2020年分	株式会社RP	取引なし	5万円
2021年分	株式会社RQ	収入金額 400万円 取得費 410万円 譲渡費用 4万円	3万円
2022年分	株式会社RR	収入金額 160万円 取得費 157万円 譲渡費用 1万円	6万円
2023年分	株式会社RS	収入金額 350万円 取得費 307万円 譲渡費用 3万円	8万円

- ・ 若杉さんは、2019年分の所得税の確定申告以後、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2018年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、若杉さんは、いずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 少額投資非課税制度（NISA口座）による譲渡所得、配当所得は含まれない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 3万円
2. 11万円
3. 14万円
4. 18万円

## (問題 18)

(設問D) 村瀬さんの2023年分の所得等は以下のとおりである。所得税の配当所得についてすべて総合課税により確定申告をした場合、村瀬さんの2023年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

○2023年中に支払いを受けた配当

銘柄	配当の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社R J	350,000円	6ヵ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内国法人の非上場株式から生じた剰余金である。少額配当に該当するものはない。</li> <li>・ 年2回、2023年3月と2023年9月に受け取っている。</li> </ul>
	450,000円	6ヵ月	

・ 配当の金額から控除する負債の利子はない。

○事業所得 11,100,000円

○雑所得 600,000円

○所得控除額 2,300,000円

1. 40,000円
2. 50,000円
3. 70,000円
4. 80,000円



## 問5

ストック・オプションに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題19)

(設問A) GA株式会社に勤務している大津さんは、GA社から7年前に以下の条件で付与されたストック・オプションについて、4年前にすべて権利行使をしてGA社の株式を取得し、2023年中に全株式を売却した。なお、このほかに大津さんが保有しているGA社の株式はない。この場合において、大津さんの2023年分の所得税の計算上、株式等に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、税制適格要件は満たしていない。また、2023年中に大津さんが譲渡した株式はこのほかになく、譲渡費用は考慮しないものとする。

売却価額	1株 8,000円
権利付与時のGA社の株式の時価	1株 4,800円
大津さんへの付与株数	5,000株
権利行使株数	5,000株
権利行使価額	1株 3,000円
権利行使時のGA社の株式の時価	1株 6,000円

1. 900万円
2. 1,000万円
3. 1,600万円
4. 2,500万円



## 問6

譲渡所得に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せずに計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。また、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

## (問題20)

(設問A) 浜松さん(45歳)は、所有する土地および建物(以下「マイホーム」という)を2023年8月に売却をした。マイホームの売却に関する資料は以下のとおりである。浜松さんのマイホームの譲渡所得に係る所得税および住民税の金額(合計額)として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。

<浜松さんのマイホームの売却に関する資料>

取得年月	2011年9月	購入価額	土地	1,800万円
			建物(木造)(注1)	2,500万円
譲渡年月	2023年8月	譲渡価額	土地および建物	7,200万円
		譲渡費用(注2)		300万円

(注1) 居住用建物(木造)の法定耐用年数は22年である。

(注2) 譲渡費用は譲渡年において現金で支払ったものである。

<「建物の取得費」等の計算方法>

○「建物の取得費」等の計算方法

① 建物の購入価額	2,500万円
② 建物の減価償却費相当額	***万円
③ 建物の取得費(=①-②)	***万円

○定額法の償却率

年数	22年	33年	44年
償却率	0.046	0.031	0.023

※問題作成の都合上、一部「\*\*\*」で表示している。

1. 309,400円
2. 611,800円
3. 874,000円
4. 1,178,800円

## (問題 2 1)

(設問 B) 住吉さんは、所有する土地を住吉さんが有する借入金を肩代わり返済することを条件に 2023年8月に以下のとおり贈与した。住吉さんのこれらの土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

<住吉さんの土地の贈与に関する資料>

摘要		甲土地	乙土地
取得に関する資料	取得年月	2003年5月	2009年11月
	取得費	1,600万円	1,350万円
贈与に関する資料	贈与年月	2023年8月	
	贈与先	HE社	友人
	肩代わりした借入金	2,000万円	1,100万円
	贈与時の土地の時価	4,200万円	2,500万円

- ・ 住吉さんはHE社の役員および使用人ではない。
- ・ 甲土地および乙土地は住吉さんの居住の用に供されたことはない。

1. 150万円
2. 2,350万円
3. 2,600万円
4. 3,750万円

## 問7

個人のリタイア後に生じる所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## &lt;所得税の速算表&gt;

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## &lt;住民税の速算表&gt;

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%

## (問題22)

(設問A) 細井さんはリタイアメントプランの検討のために、定年による退職一時金について試算をすることにした。以下のとおりに退職一時金が支給される場合、細井さんの退職一時金の税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した金額)として、正しいものはどれか。なお、所得控除、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

- ・ 勤務先から支給される退職一時金の支給額 2,800万円
- ・ 勤続期間 32年5ヵ月

※勤続期間には、病気による休職期間6ヵ月が含まれている。

※障害者になったことに直接基因する退職ではない。

※細井さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を勤務先に適正に提出しているものとする。

※過去に退職金の支給を受けたことがなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 24,849,000円
2. 26,687,500円
3. 26,792,500円
4. 27,337,500円

## 問 8

所得税の一時所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 2 3)

(設問A) 会社員の目黒さんは、契約している以下の生命保険を、2023年中にすべて解約して一括で解約返戻金を受け取った。この場合における目黒さんの2023年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

	HC 保険	HD 保険
保険種類	個人年金保険	終身保険
保険契約者 (保険料負担者)	目黒さん	目黒さん
被保険者	目黒さん	目黒さんの父
解約返戻金の額	250万円	500万円
支払保険料の総額	290万円	300万円
保険料の支払い方法	月払い	年払い

・ 支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。

1. 55万円
2. 75万円
3. 80万円
4. 110万円

問9

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

配偶者の 合計所得金額		納税者の 合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超	95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超	100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円

(問題24)

(設問A) 牧村さんの家族構成および2023年分の収入等は以下のとおりである。この場合の牧村さんの2023年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員牧村さんと同居し、生計を一にしている。

続柄	年齢	備考
牧村さん	52歳	会社員で、給与所得が705万円であった。
妻	49歳	一時所得が200万円であった。
長女	23歳	フリーランスで、事業所得が45万円であった。
牧村さんの母	75歳	公的年金による雑所得が10万円であった。

- ・ 2023年12月末時点の現況である。
- ・ 障害者、特別障害者に該当する者はいない。

1. 142万円
2. 144万円
3. 160万円
4. 180万円

## (問題 25)

(設問B) 湯本さんの家族構成および2023年分の収入等は以下のとおりである。この場合の湯本さんの2023年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員湯本さんと同居し、生計を一にしている。

続柄	年齢	備考
湯本さん	52歳	会社員で給与所得は410万円である。夫と死別後は再婚しておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者はいない。
長男	21歳	大学生でアルバイトによる給与所得が30万円ある。
湯本さんの父	81歳	公的年金による所得が20万円ある。
湯本さんの母	78歳	2023年10月に死亡。死亡するまで湯本さんと同居し、生計を一にしていた。死亡時において、公的年金による所得が10万円であった。
夫	53歳	2023年9月に死亡。死亡するまで湯本さんと同居し、生計を一にしていた。死亡時における2023年分の合計所得金額は40万円であった。

- ・ 上記内容は、湯本さんの母と夫については死亡時の現況であり、その他の者については2023年12月末時点の現況である。
- ・ 障害者、特別障害者に該当する者はいない。

1. 242万円
2. 262万円
3. 265万円
4. 300万円



## (問題26)

(設問C) 平尾さんが2023年中に支払う医療費等が以下のとおりである場合、平尾さんの2023年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、2023年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

治療等を受けた者	内容	2023年中に支払った金額	備考
平尾さん	薬局で購入した薬代	60,000円	全額、特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当する。
	外科の治療費	70,000円	骨折による治療費である。このほか、通院のために要したバスの交通費として7,000円を支払った。
妻	インフルエンザの予防接種代	12,000円	
長男	人間ドックの検査料	65,000円	検査では異常がなかった。
長女	歯科の治療費	8,000円	

- ・ 妻と長男は平尾さんと同居し、生計を一にしている。
- ・ 長女は大学の通学のため他県に居住しているが、平尾さんと生計を一にしている。
- ・ 平尾さんは、2023年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして、一定の取組みを行っており、セルフメディケーション税制の適用要件を満たしている。
- ・ 平尾さんの2023年分の総所得金額等は700万円である。

1. 38,000円
2. 45,000円
3. 48,000円
4. 57,000円



## 問10

所得税の計算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題27)

(設問A) 小山さんの2023年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、小山さんの2023年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、譲渡所得におけるレジャー用車両は生活に通常必要でない資産である。

所得の種類	金額	備考
給与所得	290万円	—
事業所得	▲300万円	—
不動産所得	▲50万円	土地を取得するために要した負債利子はない。
譲渡所得	▲20万円	レジャー用車両の売却による金額
一時所得	330万円	生命保険契約の満期による金額
雑所得	▲30万円	臨時的講演活動による金額

※所得控除額は100万円である。

1. 35万円
2. 25万円
3. 20万円
4. 0円

## (問題 28)

(設問B) 個人事業を営む高倉さんは、不動産投資として銀行借入れにより賃貸用マンションを購入した。高倉さんの2023年分の各種所得の状況等が以下のとおりであった場合、高倉さんの2023年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得の金額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

○事業所得の金額：710万円

○不動産所得に係る事項

- ・ 賃貸収入：210万円
- ・ 必要経費：265万円

(内訳) 支払利息：75万円 (賃貸用マンション取得に要した借入金利子)

その他経費：190万円 (必要経費として適正額)

○賃貸用マンション購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	2,000万円	自己資金	1,000万円
建物	3,000万円	銀行借入金	4,000万円
合計	5,000万円	合計	5,000万円

※土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。

※銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 6,925,000円
2. 6,850,000円
3. 6,737,500円
4. 6,550,000円

問 1 1

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、  
 答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題 2 9）

（設問A）井上さんと井上さんの妻は共働きの会社員であるが、2023年4月に新築マンションを購入し、購入後直ちに居住を開始した。井上さん夫妻が購入したマンションの概要等が以下のとおりである場合、井上さん夫妻の2023年分の所得税の計算上、確定申告により受けられる2人の住宅ローン控除の金額（合計額）として、正しいものはどれか。

＜井上さん夫妻が購入したマンションの概要＞

床面積 65 m<sup>2</sup>（すべて居住用である）

取得価額 4,800万円

※認定長期優良住宅等には該当しない一般の住宅である。

※井上さん2/3、井上さんの妻1/3の共有名義で登記をしている。

＜取得資金の内訳＞

調達先	金額	2023年の 年末借入金残高	返済期間	金利	債務者	備考
自己資金	1,100万円	—	—	—	—	(注1)
金融機関	2,400万円	2,370万円	30年	1.8%	(注2)	—
井上さんの勤務先 からの社内融資	800万円	780万円	10年	1.0%	井上さん	—
井上さんの父	500万円	480万円	10年	1.0%	井上さん	(注3)

(注1) 自己資金の内訳は、井上さん300万円、井上さんの妻800万円である。

(注2) 井上さんと井上さんの妻の連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。

(注3) 井上さんは井上さんの父との金銭消費貸借契約により借入れしている。

＜その他＞

- ・ 2023年分の年末調整後の所得税額は、井上さんが15万円、井上さんの妻が10万円である。
- ・ 住宅ローン控除の適用を受けるための要件は、すべて満たしているものとする。

1. 165,900円
2. 205,300円
3. 225,300円
4. 250,000円



問 1 2

所得税の計算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、下記速算表以外の条件は考慮しないものとします。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円（上限）

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## (問題30)

(設問A) 吉田さんの2023年における収入等の状況が以下のとおりである場合、吉田さんの2023年分の所得税額として、正しいものはどれか。

収入の種類	金額	備考
給与収入	480万円	—
退職一時金	800万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年間勤務したQA社からの退職金であり、特定役員退職手当等に該当するものではなく、障害者になったことに直接起因する退職ではない。</li> <li>・ 過去に退職金の支給を受けたことはない。</li> </ul>
生命保険の解約返戻金	250万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払保険料の総額は280万円であり、保険料は全額吉田さんが負担した。なお、当該保険契約は一時払養老保険（保険期間30年）に該当し、8年前に契約したものである。</li> </ul>
事業所得の総収入金額	750万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要経費は520万円である。</li> <li>・ 青色申告特別控除額65万円の適用を受けている。</li> </ul>

・ 吉田さんの所得控除の金額は、120万円である。

1. 332,500円
2. 392,500円
3. 522,500円
4. 632,500円



## 問 1 3

消費税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。

## (問題 3 1)

(設問A) 消費税の簡易課税制度は、それぞれの事業の課税売上高に対し、第1種事業から第6種事業までの各事業について、各々に定められたみなし仕入率を適用して仕入税額控除額を計算するものであり、第1種事業から第6種事業までのいずれに該当するかの判定は、原則としてその事業者が行う課税資産の譲渡等ごとに行われる。次の各選択肢の事業について、消費税の簡易課税制度において適用される事業区分(みなし仕入率)として、最も適切なものはどれか。

1. レストランの店内で食事を提供する飲食店業は、「第4種事業(みなし仕入率60%)」に該当する。
2. 他の者から仕入れた衣料品をそのまま性質、形状を変更することなく小売店舗で販売する小売業は、「第1種事業(みなし仕入率90%)」に該当する。
3. 製造業を営む事業者が自己において事業用として使用していた機械装置の譲渡による課税売上は、「第6種事業(みなし仕入率40%)」に該当する。
4. 店舗を事業者へ賃貸する不動産業は、「第5種事業(みなし仕入率50%)」に該当する。

## 問 1 4

個人事業税および個人住民税（道府県民税および市町村民税）に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 3 2)

(設問A) 三上さんの2023年分の所得等が以下のとおりであった場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上（収入）金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、年の中途での開廃業はなく、1年を通して事業は行われているものとする。

- ・ 不動産所得の金額 ▲90万円（土地の取得に要した負債利子はない）
- ・ 事業所得の金額 540万円（青色申告特別控除額を控除する前の金額）
- ・ 所得控除額 80万円

※2022年に純損失70万円が発生しているが、適正に繰り越されている。

※青色申告特別控除額65万円を適用できる条件を満たしている。

※不動産所得ならびに事業所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当する。

1. 5,000円
2. 12,500円
3. 45,000円
4. 80,000円

## (問題 3 3)

(設問B) 個人住民税（道府県民税および市町村民税）の所得割に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 2022年中に死亡した者の2023年度の住民税は、2022年分の所得税の準確定申告を行ったとしても、その死亡した者の相続人に対して課されない。
2. 所得税の確定申告書を提出した者は、住民税についても申告書を提出したものとみなされる。
3. 住民税の所得控除のうち物的控除に係る控除額は、所得税における所得控除額と同額でないものがある。
4. 所得税には「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」の制度があるが、住民税についてはそのような制度はない。

## 問15

柴田さんは、勤務先である株式会社PAの人事異動により、2023年11月から3年間の予定で海外勤務することになりました。柴田さんは、給与以外の収入はなく、海外転勤に当たっては家族全員で赴任する予定です。柴田さんの所得に係る税務上の取扱いに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、柴田さんの出国時までの給与収入は800万円になる見込みであり、2023年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は適切にPA社へ提出されています。また、柴田さんは国内勤務時においても海外転勤後もPA社の役員には該当せず、出国後にPA社から支払われる給与は、すべて国外源泉所得に該当するものとします。

## (問題34)

(設問A) 柴田さんの2023年分の国内の所得税および住民税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 2023年については、出国後にPA社から支払われる給与についても日本で所得税が課される。
2. 2023年の所得のうち国内源泉所得については、出国時の住所地において住民税が課される。
3. 出国時までの所得税の課税関係における扶養親族等の判定は、出国した日の属する月の前月末日の現況により判断する。
4. PA社は、原則として、柴田さんの所得税について出国時までに年末調整を行わなければならない。



## 問16

これまで個人でカジュアル衣料の小売業を営んできた宮本さんは、事業拡大を機に法人成りを考えるようになりました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題35)

(設問A) 会社設立後のある事業年度(4月1日から翌年3月31日までの12ヵ月とする)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。また、この事業年度において役員の職制上の地位変更などの臨時改定事由および経営の状況が著しく悪化したことなどの業績悪化改定事由は生じていないものとする。

支給月	金額	備考	支給月	金額	備考
4月	50万円		10月	60万円	
5月	50万円		11月	60万円	
6月	60万円	(注1)	12月	60万円	
7月	60万円		1月	48万円	(注2)
8月	60万円		2月	48万円	
9月	60万円		3月	48万円	

(注1) 5月28日開催の定時株主総会において、6月以降に支給する給与について60万円の役員給与を支給する増額改定の決議を行った。

(注2) 会社の業績目標値に達しなかったため、12月26日に臨時株主総会を開催し、1月からの役員給与を月額60万円から48万円に減額改定する決議を行った。

1. 36万円
2. 76万円
3. 84万円
4. 144万円

## (問題36)

(設問B) 宮本さんの友人の杉野佳代子さんが経営する株式会社HFの株主構成が以下のとおりである場合、法人税法上の株主の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、HF社の株式はすべて普通株式であり、議決権は各株式均等に付与されているものとする。

株主氏名	役職	持株割合	備考
杉野佳代子	代表取締役	68%	—
工藤亜美	取締役営業部長	4%	杉野佳代子の長女
杉野雄太郎	取締役総務部長	4%	杉野佳代子の長男
工藤勇樹	人事部長	4%	工藤亜美の夫
神野智子	経理部長	20%	杉野佳代子の友人

※工藤勇樹および神野智子は、いずれもHF社の経営に従事していない。

1. 工藤亜美は、法人税法上の使用人兼務役員には該当しない。
2. 杉野雄太郎は、法人税法上の使用人兼務役員には該当しない。
3. 工藤勇樹は、法人税法上のみなし役員である。
4. 神野智子は、法人税法上のみなし役員である。

## (問題37)

(設問C) 宮本さんは、法人成りを検討するに当たり、会社法について調べてみた。株式会社の株主の権利に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、定款に別段の定めはないものとし、会社は普通株式のみ100株を発行し単元株制度は採用しないこととする。

1. 1株の持ち株で株主総会の招集を請求することができる。
2. 1株の持ち株で剰余金の配当を受けることができる。
3. 原則として51株の持ち株で取締役を解任することができる。
4. 原則として67株の持ち株で監査役を解任することができる。

## (問題38)

(設問D) 宮本さんは、法人設立の日の属する事業年度から以下のとおり法人税に関する処理を行う予定である。この場合における税務上の届出書または申請書（以下「届出書等」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- ・ 法人税の確定申告を青色申告により行う。
- ・ 代表取締役就任予定の宮本さんに、毎月一定額の役員給与を支給して損金に算入する。
- ・ 個人事業の際に従事していた使用人は引き続き法人で雇用を予定している。
- ・ 法人で使用する冷暖房設備（建物附属設備）については、定額法により減価償却限度額を計算する。

1. 法人税の確定申告を青色申告により行うためには、設立の日以後2ヵ月を経過した日と設立の日の属する事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までに、所定の届出書等を提出しなければならない。
2. 毎月一定額で支給する役員給与を損金に算入するためには、設立の日の属する事業年度終了の日までに、所定の届出書等を提出しなければならない。
3. 法人の給与の支給人員が常時10人未満の場合には、届出書等を提出することなく、「源泉所得税の納期の特例」の承認を受けたものとして、その特例の適用を受けることができる。
4. 店舗の冷暖房設備（建物附属設備）について、届出書等を提出することなく、設立事業年度から定額法を適用して償却限度額の計算を行うこととなる。





## 問17

株式会社YFは、食料品の製造業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が500人以下の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、YF社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

## &lt;資料&gt;

当期（2022年4月1日～2023年3月31日）のYF社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

## &lt;租税公課に関する事項&gt;

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	4,300千円
地方法人税（当期中間分の本税）	440千円
法人住民税（当期中間分の本税）	450千円
法人事業税（当期中間分の本税）	1,300千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	430千円
固定資産税	800千円
印紙税（過怠税30千円を含む）	550千円
不納付加算税（源泉所得税納付遅延に係るもの）	90千円
交通反則金	50千円

※交通反則金は業務の遂行に関連した行為に対して課されたものではなく、代表取締役が負担すべきものをYF社が負担したものである。

## &lt;接待交際費に関する事項&gt;

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 一般消費者に対し試供品を交付した費用（通常要する費用） 2,100千円
  - ・ 従業員に対して創立記念日に一律に供与した飲食費の額（通常要する費用） 850千円
  - ・ 代表取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる） 600千円
  - ・ 当社得意先、仕入先へのお中元・お歳暮の贈答費用 1,400千円
  - ・ 当社の40周年を記念して得意先200名を招待したパーティー費用 3,200千円
- 内訳は以下のとおりである。
- 宴会に係る飲食費の額 2,400千円
  - 記念品代 800千円
  - ・ その他税務上交際費と認められる金額 7,150千円  
(接待飲食費に該当するものは含まれておらず、未払計上された金額400千円を含む)

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

<役員社宅に関する事項>

専務取締役に対して期首から期末まで継続して社宅を無償で貸与している。税務上、通常支払うべき使用料に相当する額（賃貸料相当額）は1月250千円であり、当期における社宅貸与による専務取締役への経済的利益は3,000千円である。

<減価償却費に関する事項>

種類	取得価額	当期償却費	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	事業供用日	備考
野立て看板 (構築物)	300千円	300千円	0円	10年	2022年 4月15日	(注1) (注2)
電子計算機 (器具備品)	3,300千円	3,300千円	0円	4年	2022年 7月5日	(注1) (注3)

(注1) 貸付けの用に供していない。

(注2) 当期4月15日に単価300千円のものを取得し、直ちに事業の用に供したものである。

(注3) 当期7月5日に単価220千円のを15台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

<償却率等>

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
10年	0.100	0.200	0.250	0.06552

<貸倒損失に関する事項>

取引先名	貸倒損失の金額	備考
YG社	800千円	当期中に取引先YG社に対して民事再生法による再生計画認可の決定が行われ、同社に対して有している受取手形800千円と売掛金1,200千円の合計2,000千円のうち、40%が切り捨てられることになったため、800千円を貸倒損失として損金経理した。
YH社	1,500千円	YH社に対し貸付金2,000千円を有しているが、同社の資産状況および支払能力からみて1,500千円は回収が困難であると認められる。そのため、貸付金1,500千円を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
YI社	1,000千円	継続的な取引先であるYI社に対し貸付金1,000千円を有しているが、経営状態が悪化し債務超過状態が数年間継続しており、貸付金の弁済を受けることが困難であると認められる。そのため、当期に貸付金1,000千円を免除する旨を書面により通知し、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。

**(問題 39)**

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 5,220千円
2. 5,310千円
3. 5,330千円
4. 5,360千円

**(問題 40)**

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,350千円
2. 2,950千円
3. 3,350千円
4. 3,750千円

**(問題 41)**

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

1. 650千円
2. 3,050千円
3. 3,600千円
4. 3,650千円

**(問題 42)**

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、YF社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 412,500円
2. 515,000円
3. 545,000円
4. 627,500円

## (問題 4 3)

(設問 E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,000千円
2. 1,500千円
3. 2,300千円
4. 2,500千円

## (問題 4 4)

(設問 F) YF社の同業他社である株式会社YJ（資本金1,000万円）の課税所得の推移が以下のとおりである場合、第13期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、YJ社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前の課税所得金額
第1期	2010年2月1日～2011年1月31日	白色	▲800千円
第2期	2011年2月1日～2012年1月31日	青色	500千円
第3期	2012年2月1日～2013年1月31日	青色	▲4,200千円
第4期	2013年2月1日～2014年1月31日	青色	▲1,100千円
第5期	2014年2月1日～2015年1月31日	青色	100千円
第6期	2015年2月1日～2016年1月31日	青色	200千円
第7期	2016年2月1日～2017年1月31日	青色	500千円
第8期	2017年2月1日～2018年1月31日	青色	1,200千円
第9期	2018年2月1日～2019年1月31日	青色	1,000千円
第10期	2019年2月1日～2020年1月31日	青色	900千円
第11期	2020年2月1日～2021年1月31日	青色	200千円
第12期	2021年2月1日～2022年1月31日	青色	▲800千円
第13期	2022年2月1日～2023年1月31日	青色	2,100千円

※災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

1. 800千円
2. 1,900千円
3. 2,000千円
4. 2,100千円

## 問18

役員と法人との取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題45)

(設問A) 株式会社HGの取締役である広尾さんは、2023年中に個人所有の土地(遊休地)をHG社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、この土地の譲渡に係る広尾さんの2023年分の所得税および住民税の金額(合計額)として、正しいものはどれか。なお、この土地は広尾さんの居住の用に供されたことはない。また、解答に当たっては、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

取得に関する資料	取得年月	2003年1月
	取得費	1,600万円
譲渡に関する資料	譲渡年月	2023年5月
	譲渡価額	2,100万円
	譲渡時の時価	4,800万円
	譲渡費用	100万円
譲渡所得に係る税率	所得税	15%
	住民税	5%

1. 40万円
2. 80万円
3. 520万円
4. 620万円

## (問題46)

(設問B) (問題45)の場合における、HG社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. HG社における土地の取得価額は、広尾さんの土地の取得費である1,600万円であり、購入価額の2,100万円との差額500万円は受贈益として益金の額に算入する。
2. HG社における土地の取得価額は、購入価額である2,100万円であり、広尾さんの土地の取得費である1,600万円との差額500万円は広尾さんに対する役員給与となる。
3. HG社における土地の取得価額は、譲渡時の時価である4,800万円であり、広尾さんの土地の取得費である1,600万円との差額3,200万円は受贈益として益金の額に算入する。
4. HG社における土地の取得価額は、譲渡時の時価である4,800万円であり、購入価額である2,100万円との差額2,700万円は受贈益として益金の額に算入する。

## 問19

法人が契約した生命保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題47)

(設問A) 株式会社YKの代表取締役を務めていた平沼さんは、2023年8月31日に同社を退職した。YK社は、2023年9月に以下のとおり生命保険の解約返戻金の受領および退職金の支給を行った。この場合におけるYK社の当事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の法人税における所得金額の計算上、減少する所得金額として正しいものはどれか。なお、平沼さんは、YK社を退職後、同社の経営には一切携わっておらず、役員報酬も受け取っていない。

・ YK社が受け取った平沼さんを被保険者とする生命保険の解約返戻金	4,400万円
・ 上記解約返戻金に係る貸借対照表上の保険積立金	3,200万円
・ YK社が平沼さんに支給した退職一時金	6,400万円
・ 平沼さんに対する役員退職金の税務上の適正額	5,000万円

1. 600万円
2. 2,000万円
3. 3,800万円
4. 5,200万円

## (問題48)

(設問B) 株式会社YLは、2023年1月に以下の生命保険を契約して保険料を支払った。YL社の当事業年度(2022年11月1日から2023年10月31日まで)において、法人税法上、損金の額に算入できる金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの保険も特約を付加しておらず、保険料の支払い方法は年払いとし、下記以外の保険契約はないものとする。

保険種類	被保険者	保険金受取人		保険期間	支払保険料	備考
		死亡保険金	満期保険金			
養老保険	従業員全員	被保険者の遺族	YL社	15年	300万円	—
定期保険	代表取締役	YL社	—	1年	20万円	解約返戻金なし
定期保険	専務取締役	YL社	—	30年	150万円	最高解約返戻率は70%である

1. 230万円
2. 245万円
3. 260万円
4. 320万円

## 問20

財務諸表に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題49)

(設問A) HH社のキャッシュ・フロー計算書は以下のとおりである。HH社のキャッシュ・フロー計算書に関する以下の記述のうち、最も適切なものはどれか。

キャッシュ・フロー計算書	
自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	
(単位：百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	900
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	200
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	▲700
IV 現金及び現金同等物の増加額	400
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,500
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1,900

1. 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、営業活動から生ずるキャッシュの増減を記載するほか、法人税等の支払いが含まれる。
2. 「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、有形固定資産および無形固定資産の取得および売却のほか、減価償却費が含まれる。
3. 「財務活動によるキャッシュ・フロー」には、借入金による資金の調達および返済のほか、利息の支払いが含まれる。
4. 「現金及び現金同等物」には普通預金や当座預金のほか、市場性のある株式が含まれる。

## (問題50)

(設問B) (問題49)のHH社のキャッシュ・フロー計算書の分析に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 「現金及び現金同等物の増加額」がプラスであることから、損益計算書の当期純利益も黒字である。
2. 「営業活動によるキャッシュ・フロー」がプラスであることから、営業活動で生み出された資金で設備投資を進めている。
3. 「投資活動によるキャッシュ・フロー」がプラスであることから、借入金の借入れや増資による資金調達で設備投資を進めている。
4. 「財務活動によるキャッシュ・フロー」がマイナスであることから、営業活動や資産の売却で得られた資金で、借入金の返済を進めている。